

現職教育資料

- ◇ はじめに…………… 1
- 1 指導要録上の出席扱いと欠席中に行った学習成果の成績評価について…………… 1～3
- 2 児童生徒一人一人に応じた多様な支援の在り方…………… 3
- 3 校内教育支援センターの取組事例…………… 4
- 4 市町の教育支援センターの取組事例…………… 5
- 5 栃木県教育委員会の不登校支援に関わる主な事業…………… 5
- ◇ おわりに…………… 6

不登校児童生徒の学びの保障に向けて

◇ はじめに

本県小・中学校及び義務教育学校における不登校児童生徒数については、全国的な傾向と同様に、依然として高水準で推移しており、児童・生徒指導上の喫緊の課題となっています。そのような中、各学校においては、不登校児童生徒の社会的自立に向け、各学校の実態や当該児童生徒の状況に応じた様々な手立てにより、学習及び相談支援が行われています。

そこで、今号は、不登校児童生徒への学びの保障に向けた各学校における支援の在り方について改めて確認するとともに、これまでの研修会等で報告された多様な実践事例を紹介していきます。

1 指導要録上の出席扱いと欠席中に行った学習成果の成績評価について

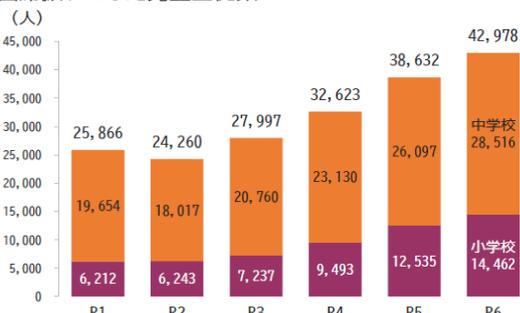
(1) 指導要録上の出席扱いについて

下記の資料は、これまでの「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、「市町が設置する教育支援センターなどの学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（左）」と「自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数（右）」の推移を示しています。特に、「自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」は、令和3年度以降、大幅に増加しています。この変化については、GIGAスクール構想の実現だけでなく、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（令和5年3月 文部科学省初等中等教育局長通知）の中で、「不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備」として、1人1台端末等の活用によるオンラインでの支援とそれにより期待される効果、更には、その場合の出席の扱いや適切な評価などが明記されたことなどにより、学校における支援の工夫や新たな取組の創出につながったと推測されます。

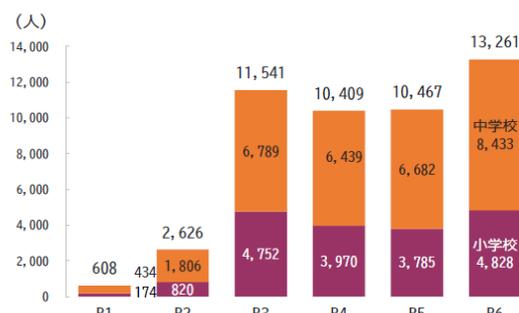
小・中学校における不登校の状況について

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、42,978人であった。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は13,261人であった。
- 不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は81,467人であった。

学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数



自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より抜粋（令和7年10月）

(2) 欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

前項で述べたとおり、指導要録上出席扱いとした児童生徒数が増加する一方で、学習の成果が成績に反映されている例は極めて少ないとの指摘もあります（令和5年12月28日 文部科学省「義務教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」）。令和5年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日 文部科学大臣決定）においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとしており、これらのことを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、令和6年8月29日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されました。法令改正の概要及び趣旨等は、以下のとおりです。

【法令改正の概要及び趣旨】

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うに当たっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定し、明確化する。

【文部科学大臣が定める要件】

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する際に満たすべき文部科学大臣が定める要件として、以下の第1号から第3号を全て満たしている必要があること。

- 01 **学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。**
- 02 **学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を、保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。**
- 03 **学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること**

観点別学習状況及び評定を記載するに当たっては、一部教科において在籍する学年よりも下の学年の学習を行っているなど、上記の要件を満たしていない教科がある場合や、上記の要件を満たしていても十分な評価材料が提出されていない場合などもあることから、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないことに留意することが必要です。ただし、観点別学習状況または評定を記載することが困難な場合においても、



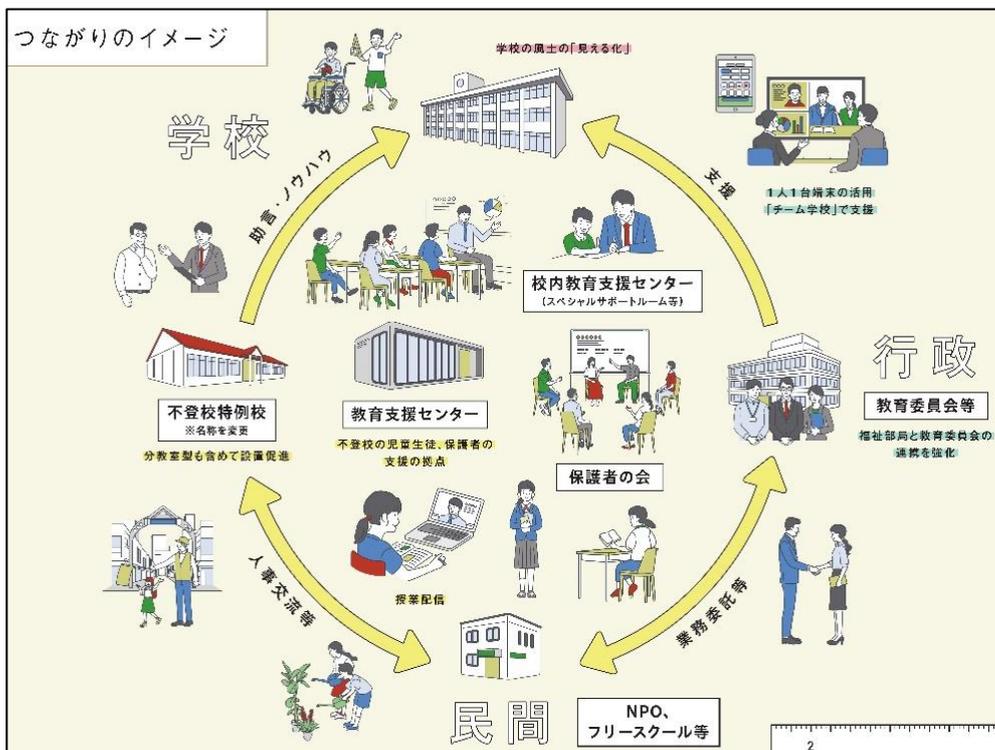
不登校児童生徒の学習状況を可能な限り把握し、指導要録の所見欄にその学習状況を文章で記述するなど、次年度以降の当該児童生徒への指導改善に生かすという観点に立った、適切な記載に努めることが求められます。

本県においては、令和3年3月に「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」を作成し、不登校児童生徒の指導要録の学習評価の記載について、「不登校児童生徒については、その成長を温かく支援していくという基本的な視点に立ち、学級担任の個人的判断でなく、学校としての判断に基づき、観点別学習状況及び評価等の記入に努める。」という考え方を示しています。

また、校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準については、一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が異なるため、県教育委員会が一律で示すことはしていませんが、同資料において、判断する際の目安として、別紙3「フリースクール等の民間施設に通う不登校児童生徒の『指導要録上の出欠の扱い』に係る目安」、別紙4「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の『指導要録上の出欠の扱い』に係る目安」を掲載していますので、御活用ください。



なお、不登校の時期が休養等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益が存在することから、COCOLOプランでは、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す」としています。そのために、「① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。」、「② 心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する。」、「③ 学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする。」の3点が必要であることが示されています。



「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）

本プランを実現するためには、学校、地域社会、家庭、フリースクールなどの関係者等が相互に理解・連携しながら、児童生徒のためにそれぞれの役割において取組を進め、不登校児童生徒が学びや必要な支援につながっているかを継続的に把握し、支援することが必要です。

2 児童生徒一人一人の状況に応じた多様な支援の在り方

不登校児童生徒一人一人の状況については、例えば、学校には登校できるけれど、教室で学習することができないあるいは、学校には登校できないけれど、教育支援センターに継続的に通い、学習することができるなど、様々です。当該児童生徒の状況やニーズを捉え、児童生徒理解に基づく適切な支援につなげることが求められています。以下、文部科学省が通知等で示している支援例について、当該児童生徒の状況ごとに整理し、例示します。

教室に入れない児童生徒

校内教育支援センターでの支援例

- ・ 自分のクラスで活動しにくいときに、気持ちを落ち着かせて学習できる環境を整備する。
- ・ 児童生徒のペースに合わせて学習活動ができるよう、個別に支援する。
- ・ 教室の授業を受けることができるよう、教室の授業をオンライン配信する。
- ・ 教科担任が学習指導員等と連携し、学習の成果を見取ることができるよう努める。

学校に登校できない児童生徒

教育支援センターでの支援例

- ・ 個別に支援計画を作成し、在籍校で使用している教材等を用いて学習を支援する。
- ・ 在籍校と連携しながら、定期テスト等を教育支援センターで実施する。
- ・ 在籍校と連携しオンライン配信される授業を受けることができるように支援する。
- ・ 活動の様子を在籍校と共有し、学習の成果を見取ることができるよう努める。

自宅等での支援例

- ・ 在籍校や教育支援センターから配信される授業を受けることができるように支援する。
- ・ 在籍校と連携しオンライン教材で学習に取り組むことができるように支援する。
- ・ 定期テスト等を自宅等で実施するなど、学習の成果を見取ることができるよう努める。

不登校児童生徒が教育支援センターやフリースクール等の民間施設など、学校以外の場で学習する際には、当該児童生徒の在籍校と関係機関等が情報交換を定期的に行うなど、連携して支援することが重要です。

3 校内教育支援センターの取組事例

ここでは、県教育委員会が、主に教育支援センター職員を対象として開催する連絡協議会等を通して把握した校内教育支援センターにおける特徴のある取組を、五つ紹介します。

【スモールステップの支援と学級とのつながりを大切にした実践】

A 中学校では、生徒が継続して登校できることを目標に、本人の気持ちを尊重しながら、学習などを行う活動の時間を柔軟に設定し、支援をしています。ある生徒に対しては、放課後の時間に登校し、活動の時間が10分であっても、取り組んだことを認め、励まし、活動の時間や利用する頻度を、本人のペースに合わせて少しずつ増やすことに注力しました。また、担任の先生を中心に、その日に行った授業と同様の活動を行い、その成果物を他の生徒と同じように学級に掲示するなど、学級とのつながりを大切にしています。今では、少し早い時間に学校に来られたときには、同じクラスの生徒と話をする様子が見られるようになりました。

【安心感を大切にしながら教室と同じ学習環境に近づける工夫】

B 中学校では、校内教育支援センターにおいて、教室と同様の時間割で同様の学習活動を行い、生徒の学習への不安を解消し、安心して学習に取り組むことができるように支援しています。校内教育支援センター内には、個人で学習するための仕切りのある机が複数あり、中央には大きな円卓が設置されています。可能な限り、教室で行っている授業をオンラインで配信し、校内教育支援センターの担当教員が個別に学習支援を行っています。教室で話し合い活動が行われる際には、中央の円卓で担当教員と話し合い活動を行います。また、学習の成果を適切に見取ることができるよう、授業を行った教員は校内教育支援センターの担当教員と情報を共有しています。

【自己有用感と意欲を高める支援】

C 小学校では、児童が自分の強みを十分に発揮し、自信をもって学習に取り組むことができるよう、児童の特性に応じながら活動内容、支援方法を工夫しています。まず、校内教育支援センターを利用する前に、本人と保護者、担当教員の三者で面談を行います。そして、児童理解に基づき、本人の強みを生かすことができる短期目標、長期目標を設定します。活動内容は児童によって異なり、ワークや1人1台端末を活用した学習を通して、個別に課題を進めたり、オンラインで授業を受けたり、作業学習やものづくりをしたりするなど多岐にわたります。例えば、ものづくりが好きな児童に対しては、図画工作を中心に活動を計画し、作品を完成させることを短期目標にしています。作品が完成し、先生や同じクラスの児童に賞賛されると、学習や学級での授業にも挑戦する様子が見られるようになりました。つまずきのあった算数の割り算や学級での図画工作の授業などにも取り組み、校内教育支援センターでの活動内容に加え、自分ができること、やりたいことを少しずつ増やしています。

【地域人材を活用した運営】

D 中学校では、過去に校内教育支援センターを利用していた卒業生や地域のボランティアの方との交流を通して、生徒の自信につなげることができるように支援しています。卒業生は、週に1回来校し、生徒たちとボードゲームを行うなど、一緒に過ごしています。卒業生とのコミュニケーションを通して、社会性を育むとともに、先輩の温かい助言や支援が生徒の自信につながっています。地域の方は、伝統工芸などのものづくりを通して、生徒との関わりを深めています。また、学校行事の際に生徒の作品を展示し、努力の成果を発表する機会を設けています。地域の方が関わる際には、校内教育支援センターの目的や意義、利用する生徒の気持ちに配慮しながら支援することについて、学習指導員が事前に共通理解を図っています。

【教室でのトラブルを避け、安心できる居場所としての利用】

E 小学校では、担当教員とスクールカウンセラーが連携し、学習支援と相談支援を一体的に行うことで、校内教育支援センターが児童にとって安心できる居場所となるように支援しています。教室で活動する際にうまくいかないことがあると、暴言や大声を出してしまい、感情のコントロールが難しい児童がいました。自分の思うようにならないことが続き、学校に行き渋る様子がしばしば見られました。そこで、本人と保護者の意向を踏まえながら、一つ一つの活動に落ち着いて取り組めるよう、校内教育支援センター内で学習支援と相談支援を行うことにしています。また、気持ちのコントロールをするためのアドバイスをスクールカウンセラーから受けることで、少しずつ学習に集中して取り組めるようになりました。今では、1日数時間ずつ、教室で学習ができますが、まだ少し不安が残っているので、校内教育支援センターが児童の心の拠り所になっています。



4 市町の教育支援センターの取組事例

続いて、県教育委員会が開催する連絡協議会等を通して把握した、市町の教育支援センターにおける取組について、二つ紹介します。

オンライン上のアンケートフォーム（例）

学校名 ()
名前 ()
令和 年 月 日 ()
今日（きょう）の活動（かつどう）をふりかえりましょう。
1. 今日の活動は何点ですか？5点満点で答えよう。
よくなかった 1 2 3 4 5 とてもよかった ○ ○ ○ ○ ○
2. 今日どんな活動に取り組みましたか？
○ 学習 (教科) 時間 分
○ 体験 () 時間 分
○ お話し (誰と) 時間 分
○ 運動 (種目) 時間 分
○ その他 () 時間 分
○ その他 () 時間 分
3. 楽しかった活動や頑張った活動について教えてください。
記述式テキスト（長文回答）
4. 次に頑張りたいこと、やりたいことがあれば教えてください。
記述式テキスト（長文回答）

【オンラインアンケートを活用した学校との連携】

不登校児童生徒が在籍する学校と通級する教育支援センターの連携は、支援の充実のために重要です。しかしながら、連携体制を構築・強化するためには、情報交換の機会を設定するなどの工夫が必要です。ここでは、その実現に向けた手立ての一つとしてオンラインによるアンケートを活用した事例を紹介します。

A市の教育支援センターでは、オンラインによるアンケートフォームを活用して、通級した児童生徒が1日の活動を振り返ることができるよう支援しています。1日の活動の振り返りは、活動の成果を自己評価することで児童生徒の次の活動につなげることができます。また、児童生徒の努力の成果を教育支援センター内で共有するだけでなく、在籍校の先生方が施設を訪れることが難しい場合でも、オンライン上で活動の様子を共有することができます。更には、データの蓄積により、月ごと、学期ごとの報告の際に、当該児童生徒の具体的な努力の成果をいつでも確認することができます。

担任の先生等との直接的な関わりはもとより、1人1台端末を効果的に活用し、学校とのつながりを大切にしています。

【様々なアウトリーチ支援】

B町の教育支援センターでは、通うことが難しい児童生徒に対して、支援員や相談員が児童生徒の自宅等を訪れ、学習支援や相談支援を行っています。また、必要に応じて、保護者を対象に相談支援を行っています。さらに、学校訪問を行い、不登校傾向の児童生徒に対して直接支援をするほか、先生方へ支援体制の強化のために話し合い、必要に応じて助言をすることも行っています。

児童生徒への支援



保護者・教職員への支援

5 栃木県教育委員会の不登校支援に関わる主な事業

本県においては、不登校児童生徒への支援の充実に向けて、市町教育委員会と連携しながら各種事業に取り組んでいます。ここでは、義務教育課及び学校安全課が所管する事業の概要について紹介いたします。

不登校児童生徒の学校生活適応等支援事業

各学校が設置する校内教育支援センター等における不登校児童生徒への支援の充実に向けて、学習及び相談支援を行う学習指導員を配置することができるよう、市町教育委員会と連携して取組を推進しています。不登校の兆候が見られる早期段階に、校内教育支援センターで学習及び相談支援を行うことは、学習の遅れやそれに基づく不安を解消することにつながり、学級への復帰に向けた支援が期待できます。

スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業

児童生徒の心理や福祉に関して高度で専門的な知識・経験のあるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を学校等に配置しています。不登校児童生徒や保護者への必要な支援につなげるためには、SCとSSWが同一日に勤務し情報交換を行うなど、連携して対応することも大切です。

不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業

経済的な理由により教育支援センターなどに通うことが困難な不登校児童生徒が、体験活動や実習等の実費や通級するための交通費などの支援を行っています。不登校児童生徒が、教育支援センターなどに通い、体験活動等に参加する機会を増やすことで、共感的な人間関係を形成するなど社会的自立に向けて支援します。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

学校や教育委員会と教育支援センターやフリースクールなどの民間施設・団体が連携し、当該児童生徒へのきめ細かな支援を実現することができるよう、情報交換等を通して、効果的な支援の在り方や連携の工夫などの好事例を共有しています。

◇ おわりに

各学校においては、不登校児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーを含め、チーム学校として組織的に対応されています。また、新たな不登校を生まないために、安全・安心で魅力ある学校づくりに向けた取組が推進されています。「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合は増加しています。

今後の更なる支援の充実に向けて、「不登校の児童生徒への支援の充実について（通知）」（令和5年11月文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」で示されている「不登校支援の大切な視点」について改めて確認します。

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること
- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること

学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ「生きる力」を養う大切な場です。周囲の児童生徒との交流や切磋琢磨を通して、社会的自立につながっていきます。その大切な場における先生方の支援は、児童生徒が未来を拓くための礎となります。不登校支援の在り方を考えるに当たり、本資料を各学校の実情に照らして活用し、当該児童生徒の適切な支援や組織的な取組につなげていただきますようお願いいたします。

【参考情報】

- ・ 栃木県内の教育支援センター一覧
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/documents/r7kyouikusiennsennta-pdf.pdf>
- ・ 不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/keizaishien.html>
- ・ 令和元（2019）年度いじめ対策・不登校支援等推進事業パンフレット
[2020pannhukannseibann.pdf](https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/documents/2020pannhukannseibann.pdf)

【参考資料】

- ・ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm
- ・ 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
- ・ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf
- ・ 「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00001.htm
- ・ 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm
- ・ 「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」（栃木県教育委員会）
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/documents/20220418153131.pdf>

フリースクール等の民間施設に通う不登校児童生徒の「指導要録上の出欠の扱い」に係る目安（参考資料）

栃木県教育委員会

不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設（以下、フリースクール等）において相談・指導を受けるとき、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が当該児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると判断できる場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。

1 家庭と学校との関係について	
(1)	保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
2 学校とフリースクール等との関係について	
(1)	当該児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に当該児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を共有するなど、学校とフリースクール等との間に連携・協力関係が保たれていること。
3 家庭とフリースクール等との関係について	
(1)	フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
4 運営主体について	
(1)	法人・個人は問わないが、フリースクール等を運営する者は、当該児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
5 事業運営の在り方と透明性の確保について	
(1)	フリースクール等を運営するに当たって、当該児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
(2)	著しく営利本位でなく、入会金、授業料等の諸経費が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
6 相談・指導の在り方について	
(1)	児童生徒の人名や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われており、体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
(2)	受け入れに当たっては面談等を行い、当該児童生徒の特性や状況の把握が適切に行われていること。
(3)	指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制が予め明示されており、当該児童生徒の特性や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。
(4)	当該児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
7 相談・指導に関わるスタッフについて	
(1)	相談・指導に関わるスタッフは、当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
(2)	専門的なカウンセリングを行う場合には、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
(3)	宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導に関わる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。
8 施設・設備について	
(1)	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
(2)	宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していること。

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の

「指導要録上の出欠の扱い」に係る目安（参考資料）

栃木県教育委員会

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断できる場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。

1 家庭と学校等との関係について	
(1)	保護者と学校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
(2)	訪問等による対面指導が、定期的かつ継続的に行われるものであること。
2 学習活動について	
(1)	ICT等を活用した学習活動が、当該児童生徒が在籍する学校の教育課程に照らし適切と判断される内容であること。
(2)	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
(3)	在籍校の年間指導計画に準拠した形で、月ごとや学期ごとなど長期的な学習プログラムになっていること。
(4)	ICT等を活用した学習活動が、学校や公的機関、民間施設等により、コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなどのICTや、郵送、FAXなどを利用して提供される内容であること。
(5)	ICT等を活用した学習として以下のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信） 学校で使用している教材や通信教育を活用した学習 民間業者が提供するICT教材を活用した学習 パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
(6)	児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けられないような場合の学習活動であること。
3 学習活動の把握について	
(1)	学校長が、対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること。
(2)	学校と保護者、当該児童生徒とで共通理解が図れるよう、対面指導において学習の進捗状況を確認するなど、連携を図りながら実施すること。